

○品田委員長 ただいまより、経済文教常任委員会を開会いたします。

本日は全員出席であります。

初めに、1、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。

まず、陳情第14号、シルバー人材センターの会員への配分金についてインボイス制度の適用除外とする等の措置を講ずることを求める意見書の提出を求めることについてに関わりまして、委員の皆様から、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 なければ、判断できる状況にあるか、各党派及び無所属委員に確認いたします。

それでは、自民党・市民会議。

○高橋ひでとし委員 判断できます。

○品田委員長 民主・市民連合。

○江川委員 判断できます。

○品田委員長 公明党。

○中村委員 判断できます。

○品田委員長 日本共産党。

○能登谷委員 判断できます。

○品田委員長 無党派G。

○上野委員 判断できます。

○品田委員長 無所属、横山委員。

○横山委員 判断できます。

○品田委員長 それでは、全会派等が判断できるとのことでしたので、陳情第14号についての採択、不採択の判断を、意見開陳を含めて伺っていきたいと思います。

自民党・市民会議。

○高橋ひでとし委員 願意妥当と判断いたします。

○品田委員長 特に意見開陳はよろしいですか。

○高橋ひでとし委員 ございません。

○品田委員長 民主・市民連合。

○江川委員 願意妥当であり、採択すべきと判断いたします。

シルバー人材センターは、定年退職者など高齢退職者に対する就業機会の確保等に大きな役割を果たしています。2023年10月に予定されています消費税のインボイス制度が導入されますと、陳情要旨にもあるとおり、シルバー人材センターは税負担が増大し、少額の収入しかない会員は手取り額が減少するおそれもあるなど、センターや会員に大きな負担が生じ、会員の減少やセンターの事業運営に極めて大きな影響を及ぼすことが想定されます。

我が国の高齢化が進む中、高齢者の多様なニーズに対応した就業機会を提供し、高齢者の生きがいの充実や社会参加の促進による地域活性化、医療費の削減などに貢献しているシルバー人材センターは、地域社会に必要不可欠な存在であり、今後も安定的な事業運営が可能となる措置が必要で

あると考えます。

よって、民主・市民連合は、陳情第14号は願意妥当であり、採択すべきと判断いたしました。

○品田委員長 次に、公明党。

○中村委員 公明党といたしましても、願意妥当であり、採択すべきと考えます。

現行、会員に支払う配分金に含まれる消費税の扱いでありますけども、課税仕入れ等に関わる消費税額として扱われて、税控除の対象になっております。しかしながら、インボイス制度が導入されることによりまして、これが、要するに税控除の対象外という扱いになってしまうという状況になる、陳情の内容はそういったことだと思っております。

センターの運営自体は特異な形態というか、普通の商取引ということとは一線を画するものだという理解しておりますので、このシルバー人材センターを含め、やはり、一定程度、そういう例外規定というものが行われることが妥当との考えの下、願意妥当という判断をいたしました。

○品田委員長 次に、日本共産党。

○能登谷委員 日本共産党としても、願意妥当であり、採択すべきだというふうに判断しています。

そもそも、消費税のインボイス制度、適格請求書は、小規模事業者、零細事業者を経済活動から締め出すものだというふうに思われますので、市内経済にとっても悪影響がありますので、私どもはインボイス制度自体を中止すべきだというふうに考えています。

その中で、今回の陳情ですが、先ほど来のお話でも出ているとおり、シルバー人材センターは公益の事業であり、就業機会を確保するという趣旨ですから、このインボイスの適用になること自体が公益事業の趣旨に反するものと言わなければなりませんので、願意妥当だと言わざるを得ないと思います。

○品田委員長 続きまして、無党派G。

○上野委員 採択すべきと判断いたします。意見開陳はございません。

○品田委員長 次に、無所属、横山委員。

○横山委員 私も願意妥当と判断し、採択すべきものというふうに考えます。

○品田委員長 それでは、採択すべきものとするので全会一致となったことから、陳情第14号につきましては、採択すべきものと決定することで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○品田委員長 御異議なしと認めます。よって、陳情第14号につきましては、採択すべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○品田委員長 それでは、そのように扱わせていただきます。

続きまして、陳情第17号、いじめ対応についての説明に関することについてに関わりまして、委員の皆様から、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 なければ、判断できる状況にあるか、各党派及び無所属委員に確認いたします。

自民党・市民会議。

○高橋ひでとし委員 判断できます。

- 品田委員長 民主・市民連合。
- 江川委員 判断できます。
- 品田委員長 公明党。
- 中村委員 判断できます。
- 品田委員長 日本共産党。
- 能登谷委員 判断できます。
- 品田委員長 無党派G。
- 上野委員 判断できます。
- 品田委員長 無所属、横山委員。
- 横山委員 判断できます。
- 品田委員長 それでは、全会派等が判断できるとのことでしたので、陳情第17号についての採択、不採択の判断を、意見開陳を含めて伺っていききたいと思います。

自民党・市民会議。

○高橋ひでとし委員 陳情事項第1項について、令和4年度第1回総合教育会議において、保護者説明会については、教育長が第三者委員会の最終報告がまとまった段階で調査結果の概要や再発防止等について説明する機会を設けることが明言されており、同説明会実施は確実な状況にあることから、願意妥当と判断いたします。ただ、同説明会が、同校に通学する保護者や生徒たちにとり実効性のあるものとするためには、現在調査中の問題の結論を踏まえ、事実認定過程を分析するとともに、これを基に再発防止策を策定することが適切であること、保護者や生徒たち自身の説明会開催への具体的要望が明示された時点での実施が妥当であること、及び、説明内容に被害者らの個人情報示されるおそれがあり、そのためには、御遺族を含む関係者の意思確認や同意が必要であるものの、これが現時点では明らかでないことを考慮し、実施の時期及び手続については、今後の検討課題とするべきものと考えます。

また、陳情事項第2項については、同陳情内容は、同説明会における実質を確保するためのものであるというように評価されるため、これに対する回答は、さきに述べた陳情事項第1項と同じ結論となります。

- 品田委員長 民主・市民連合。
- 江川委員 民主・市民連合の判断としましても願意妥当であり、採択すべきと判断いたします。簡潔に述べます。

教育委員会と当該中学校による保護者説明会と、それから説明内容に関しては、当然、行うべき事項だと判断いたしました。なお、個人情報や開催時期などについては配慮が必要だと考えられますので、その点を必ず御留意願います。

- 品田委員長 公明党。
- 中村委員 公明党といたしましても願意妥当であり、採択すべきものと考えております。

第三者委員会の調査がかなり遅れているというところで、この陳情者の方が、一日も早い保護者説明会の必要性を説いているものというふうを受け止めております。保護者説明会がもしできるとすれば、中間報告が3月にありましたので、その段階で一定程度できた可能性があるのかなというふうにも考えておりますが、ただ、この段においては、先ほどほかの委員の方もおっしゃられてい

ましたように、最終報告の時期が近づいているということもありますし、やはり、再発防止策をどうするかということ保護者の方にお伝えしなければ、前進ができない、解決の方向に行けないという、そういった考え方を一定程度教育委員会も持っているでしょうし、私どももそのように受け止めております。その点は考慮する必要があるという考えは持っておりますが、第1項、第2項の陳情事項の内容自体については、願意妥当という判断をさせていただきました。

○品田委員長 日本共産党。

○能登谷委員 私ども日本共産党も願意妥当であり、採択すべきだというふうに判断しています。

一つは保護者説明会の開催についてなんですが、昨年4月26日に行って以降開催されていないという実情になっています。私どもはそのことを受けて、当時、2021年4月30日に、当該学校の保護者、また近隣の皆さんと一緒に、旭川市教育委員会教育長宛てに要望書を出させていただきました。そのうちの最初の項目は、「当該中学校では4月26日に保護者説明会が開催されましたが、事実経過や学校の対応など十分な説明がありませんでした。何を聞いても誠実な答えが返ってこないため、諦めて席を立つ人が目立ちました。今後、保護者に対し、節目ごとに十分に説明を果たすことを求めます。」と。だから、去年1年間を見ても、本当にいろんな節目はあったと思いますから、そのたびごとにしっかりとした説明を果たす必要があったと思いますし、私どもはその後、2021年5月14日の経済文教常任委員会以降も、何度もこのことも紹介しながら保護者説明会を求めてきましたので、同じ立場ですので十分理解することができます。

それから、2番目の、令和元年当時のいじめ対応について説明を尽くす、これも、当該学年の皆さんが卒業してしまった中で、大変残念で、遅きに失したという感はありますけれども、求めていることについては至極当然のことで、当時のいじめ対応についてどうだったのかということをやっぱりしっかり確認し、事実の真相解明に尽くすということが大事だと思いますし、そのことについて、当該中学や周りの地域も含めて、しっかりとした対応をすることが学校や教育委員会には求められていたと思いますので、この点で見ても願意妥当であり、採択すべきだというふうに思います。

○品田委員長 無党派G。

○上野委員 私たち無党派Gの会派は、以前より保護者の説明会については必要と言っておりましたので、願意妥当であり、採択すべきと判断いたします。

○品田委員長 無所属、横山委員。

○横山委員 私も結論としては願意妥当というふうに判断をします。

市教委が第三者委員会に諮問している件に関して、当然、その調査報告を受けて、市教委の責任で調査内容が公表、説明されるべきものであると考えます。その対象には、当然、当該中学校の保護者も含まれるべきであるというふうに私も考えます。あわせて、今日までの様々な報道等によって、何が客観的事実なのかが不明確になる部分があるなど、混乱も生じているというのも現状だと思いますので、第三者委員会の報告を受けて、市教委、学校が説明を尽くすことは当然であるというふうに考えます。ただし、開催の時期については、第三者委員会の最終報告が行われた後であることが必要であるとも思いますし、説明される内容にも多くの個人情報など機微情報が関わる部分もあると思いますので、開催に当たっては十分な配慮や検討が必要であるということを申し添えておきます。

○品田委員長 それでは、採択すべきものとするので全会一致となったことから、陳情第17号

につきましては、採択すべきものと決定することで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○品田委員長 御異議なしと認めます。よって、陳情第17号につきましては、採択すべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○品田委員長 それでは、そのように扱わせていただきます。

次に、2、令和4年第2回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第2号について、理事者から説明願います。

○三宮経済部長 議案第2号、令和4年度旭川市一般会計補正予算のうち、経済部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書10ページを御覧ください。5款1項1目、旭川まちなかしごとプラザ事業費1千738万3千円でございます。旭川まちなかしごとプラザにつきましては、マルカツの閉店に伴い、フィール旭川に移転するための関連費用について補正しようとするものでございます。

次に、はたらく環境づくり支援費50万円でございます。国のトライアル雇用助成金を活用後、引き続き、正規雇用した事業主に1件5万円の補助を行っておりますが、国の助成金に新型コロナウイルス感染症対応トライアルコースが追加されたことに伴い、10件分を追加しようとするものでございます。

次に3段目、7款1項1目、旭川地域産品魅力発信推進費5千300万円でございます。市内宿泊客にオリジナルのウェルカムスイーツを配布したり、ふるさと納税返礼品等を使ったホテルでの飲食メニューを提供することにより、地域産品のプロモーションを行うほか、羽田空港で1市8町を中心とした特産品フェアを開催しようとするものでございます。

次に、中小企業振興資金融資事業費1億495万円でございます。長引くコロナ禍に加え、原油や物価の高騰等により、売上高に対する製造原価率、または販管費率が前年同月比3%以上上昇している中小企業者の資金繰り支援を行うものでございます。

次に、11ページでございます。2目、スタートアップ・生産性向上支援費5千300万円でございます。本年12月までに創業、または創業から3年以内の認定創業者等に対し、補助率5分の4、上限額50万円を10件、また、市内の個人・中小事業者が行う生産性の向上などに要する経費の5分の4、上限額200万円を20件程度、いずれも旭川産業創造プラザを通じた補助金により事業者を支援しようとするものでございます。

続きまして、旭川わくわくイベント開催応援費4千847万円でございます。地域の経済活動の停滞や消費マインドが低下する中、市民がわくわくするようなイベントを企画実施する広告代理店等に支援を行うものでございます。補助上限額は1件当たり500万円で、7件程度を公募することとしております。また、空港や駅などに生花を飾り、観光客へのおもてなしや市民への癒やしを通じて、イベント開催の機運醸成の一助とする事業も併せて実施いたします。

続きまして、食品成分分析機器導入費1千217万円でございます。コロナ禍で中食やテイクアウト等の需要が伸びている中、食品製造事業者が取り組む商品開発を後押しするため、旭川食品産業支援センターに食品成分分析機器を導入するものでございます。

続きまして、通信環境整備強化費300万円でございます。IT関連スタートアップ企業の施設利用の促進や、ICT事業者の拠点化などを目指し、旭川リサーチセンター内のオンライン設備の強化を図るものでございます。

続きまして、3目、マッチング型企業誘致費606万6千円でございます。首都圏等からの企業誘致を後押しするため、地元企業とのビジネスマッチングを行い、地域との関係性を生み出すことで本市への進出を促進しようとするものでございます。

次に、データセンター事業実施可能性調査費2千万円でございます。国のデータセンター地方拠点整備事業費補助金を活用し、本市へのデータセンター誘致の可能性について調査を行おうとするものでございます。

次に、5目工芸センター費、輸出家具製品等開発支援費1千482万3千円でございます。コロナ禍で木材流通が滞り、これまで家具の材料として利用頻度の少ない樹種の適性検査や、輸出用家具の開発に必要な海上輸送中の苛酷な温度や湿度環境への家具製品の耐久性を検査するため、旭川市工芸センターに大型高温高湿試験機を導入しようとするものでございます。

続きまして、旭川家具産地PR支援費630万円でございます。旭川家具ブランドの付加価値を高め、消費拡大につなげていくため、羽田空港内において旭川家具の展示イベントを行おうとするものでございます。

最後に、6目、工業技術センター施設環境整備費980万4千円でございます。コロナ感染対策と施設の利便性向上のため、旭川市工業技術センターにオンライン会議ができるインターネット回線を整備するほか、コロナ対策のため、空調設備を導入しようとするものでございます。

以上、経済部所管の事業でございます。よろしく願いいたします。

○菅原観光スポーツ交流部長 議案第2号、令和4年度旭川市一般会計補正予算の観光スポーツ交流部所管分につきまして、御説明を申し上げます。

補正予算書11ページを御覧ください。7款1項4目の旅行商品造成等促進事業費1億2千100万円でございます。これは、令和4年第1回定例会において議決をいただいた、新型コロナウイルス感染症の影響からの早期回復に向け、市内での宿泊と飲食、交通利用などを含む旅行商品の造成を行う事業者等に対して支援をする事業につきまして、事業費の増額及び拡充を行うものでございます。事業の内容といたしましては、まず、増額分といたしまして、主に、国内からの観光客をターゲットとした市内飲食店や各種体験の料金が割引となる電子クーポン付きの旅行商品の造成を促進する割引券発行事業や、貸切りバスなどを用いた団体旅行商品の造成に対する支援、及び、広告やプロモーション費などの事業費として、合計4千万円を増額いたします。次に、新規拡充要素についてでございますが、航空会社との連携事業として、本市市制100年と航空会社の周年を絡めた特別送客事業を検討しており、航空会社と連携した広報宣伝等を予定しております。次に、商品造成支援事業として、旅行会社等を本市に招き、継続的な商品造成に向けた支援を、また、個人型受入れ促進事業として、個人旅行者をターゲットとした、食文化をテーマとしたウェブマップの構築を実施してまいります。また、海外誘客事業につきましては、主に冬季の訪日旅行商品の造成に対する支援や、将来的な海外路線誘致を見据えたチャーター便商品等の促進に向けた支援を行ってまいります。これらの取組に加え、事務費や、国内外に向けた観光誘客のためのプロモーション費などを計上しており、新規拡充要素といたしまして合計で8千100万円となります。増額分と

新規拡充要素分を合わせますと、補正額は1億2千100万円となります。

続きまして、旭川夏まつり感染症対策費300万円でございます。こちらは、8月に開催予定の旭川夏まつりにおきまして、祭りを安心、安全に開催するため、警備員の増員や、感染症対策に係る消耗品購入費用の一部を本市が負担するものでございます。

次に、補正予算書の12ページを御覧ください。10款6項1目の旭川ハーフマラソン感染症対策費275万円でございます。これは、9月25日に開催いたします旭川ハーフマラソンの新型コロナウイルス感染症対策に係る経費を実行委員会に対する負担金として計上するものでございます。主な経費につきましては、ゼッケンの事前送付、健康チェックに係るスタッフやテント設営、感染予防品の購入など、感染対策を徹底するために必要な経費でございます。いずれの事業も財源は全額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となっております。

以上が、観光スポーツ交流部所管分の補正予算でございます。よろしくお願いいたします。

○加藤農政部長 議案第2号、令和4年度一般会計補正予算のうち、農政部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の10ページを御覧ください。

まず、6款1項2目農業振興費のうち、新規就農者育成総合対策費579万7千円でございます。国は、今年度新たに、就農開始時における機械や施設整備等に係る補助制度を設けましたが、補助対象事業費上限500万円に対し、国、道が4分の3を負担し、残りは自己負担となっております。この国、道の補助に加えまして、自己負担分についても市が補助し、営農基盤の脆弱な新規就農者の負担を軽減しようとするものでございます。この事業につきまして、本年3月29日付の国の通知によりまして、夫婦で就農した場合の支援が1.5倍になるということ、後継者の活用に係る詳細が示されたことから、夫婦1組の新規就農に係る不足分と、後継者1人分について補正しようとするものでございます。

次に、同じく6款1項2目のうち、農業労働環境整備費4千万円でございます。この事業は、労働者を雇用する農業者に対しまして、感染症予防のために必要な設備等の導入を支援し、労働環境を整備しようとするものでございます。具体的には、圃場において手洗い場、トイレ、休憩所、あるいは換気・空調設備等を整備した場合には、100万円を上限として対象経費の5割を補助するなどのものでございます。財源は全額、地方創生臨時交付金を充当いたします。

次に、6款1項3目農産園芸振興費のうち、旭川産花きPR支援費360万円でございます。感染症の拡大によりまして、冠婚葬祭やイベント等での花卉の消費が大きく落ち込んでおります。大きな影響を受けた市内花卉生産者を支援するため、旭川産花卉を活用した展示等により、市内産花卉をPRし、花の消費機運を高めようとするものでございます。財源は、これも全額、地方創生臨時交付金を充当いたします。

次に、同じく6款1項3目のうち、産地生産基盤パワーアップ事業費1億1千446万円でございます。この事業は、米の乾燥調製施設及び精米機を導入するための費用の一部を補助し、東鷹栖地域の農業者が、共同でななつぼしの生産から精米、販売までを一貫して行えるよう、体制整備することを支援しようとするものでございます。財源は、国から北海道を經由した補助金によりまして、全額特定財源となっております。

最後に、同じく6款1項3目のうち、生産費高騰対応緊急農家支援費7千221万7千円ござ

います。コロナ禍やロシアのウクライナ侵攻による不安定な情勢を受けまして、世界的に流通網が停滞する中、農業生産に不可欠な肥料や資材及び飼料の価格が高騰し、生産費が増加しております。生産費高騰分の一部を補助金として支出し、営農意欲の喚起を図ろうとするものです。旭川市内に住所のある農業者等が販売目的に生産する水稻、畑作物、野菜、花卉、果樹、また畜産等につきまして、その作付面積や飼養頭数等に応じ、農業者1戸当たり50万円を上限として支援しようとするものでございます。なお、財源は全額、地方創生臨時交付金を充當いたします。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○品田学校教育部長 議案第2号、令和4年度旭川市一般会計補正予算のうち、学校教育部所管分につきまして御説明いたします。

補正予算書事項別明細書の12ページになります。10款1項2目事務局費、学校ICT環境整備費、補正額162万7千円であります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により学級閉鎖等になった際に、学びの保障として、児童生徒に貸し出すタブレット端末に併せて、通信環境が未整備の家庭に貸し出すモバイルWi-Fiルーターの通信費を増額しようとするものでございます。

次に、同じく12ページ、10款2項小学校費、1目学校管理費、給食物資高騰対策支援費、補正額3千476万8千円、同じく、3項中学校費、1目学校管理費、給食物資高騰対策支援費、補正額2千386万1千円あります。コロナ禍により食材が値上がりしている状況においても、現行の給食費で同水準の給食を提供するため、食材費のうち、1食当たり小学校は15円、中学校は20円を支援しようとするものであります。なお、令和4年度の給食費は、給食費改定の必要性を認識しながら、コロナ禍における社会経済状況に鑑み、据え置くこととした経緯がございまして、令和5年度は、これらの状況を踏まえつつ、給食費の値上げを含めた検討を行う必要があるものと考えているところでございます。これら3事業の財源につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施いたします。

次に、同じく12ページ、10款2項4目学校建設費、千代田小学校増改築費、補正額4千340万円あります。労務単価の上昇を受けまして、賃金等の急激な変動に対処するため、インフレスライド条項を適用し、令和3年度、4年度の2か年工事としている千代田小学校増改築工事契約の契約額を見直し、適正な請負代金に変更しようというものでございます。

次に、歳入でございます。4ページになります。先ほど説明いたしました国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業の実施により、17款2項1目総務費国庫補助金、3節の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に学校教育部分6千25万6千円を追加いたします。

また、千代田小学校増改築費の事業実施に当たりまして、6ページになりますが、24款1項7目教育債、1節学校教育施設等整備事業債で3千250万円を追加いたしまして、補正予算書の3ページに戻りますが、第2表、地方債補正変更分といたしまして、学校教育施設等整備事業につき、限度額を引き上げようとするものでございます。

以上よろしくお願い申し上げます。

○高田社会教育部長 議案第2号、令和4年度旭川市一般会計補正予算のうち、社会教育部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の12ページを御覧ください。10款5項2目公民館費の公民館感染症対策費、補正

額173万6千円についてでございますが、公民館全館において、効果的で効率的な換気を行い、新型コロナウイルスの感染拡大防止の徹底をすることで、利用者がより安心して学習できる環境を提供するため、網戸の増設及び破損している網戸の交換を行う費用を補正しようとするものでございます。

次に、その下、3目図書館費の電子書籍導入費、補正額4千504万4千円につきましては、図書館内での密を防ぎ、感染リスクを低減させるとともに、ウイズコロナ時代の新しい生活様式への対応や、感染を心配し図書館への来館を控えている方の読書の機会を確保するため、来館しなくても非接触で借りられる電子書籍提供サービスの導入に関わる費用を補正しようとするものでございます。

以上が、社会教育部の所管する補正予算の概要でございます。よろしくお願いたします。

○品田委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思えます。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3、報告事項についてを議題といたします。

まず、令和4年第2回定例会提出議案に関わる事項であります。感染防止対策協力支援金等の繰越明許費繰越しについて、理事者から報告願います。

○三宮経済部長 報告第2号の令和3年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告につきまして、総務常任委員会の所管ではございますが、経済部に関わりがございまして、御報告をさせていただきます。

3段目、7款1項商工費、感染防止対策協力支援金、翌年度繰越額52億1千932万5千円でございます。これにつきましては、令和4年1月27日から3月21日までの間、まん延防止等重点措置による飲食店への時短要請等に伴う協力支援金で、令和3年度中に事業が完了しなかったことから、令和4年度に繰越ししたところでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○菅原観光スポーツ交流部長 報告第2号の令和3年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告につきまして、総務常任委員会の所管ではございますが、観光スポーツ交流部に関わりがございまして御報告をさせていただきます。

令和3年度旭川市一般会計繰越明許費繰越し計算書にございます7款1項のうち、2事業、旭川宿泊応援事業費8千200万円、及び、旅行商品造成等促進事業費3千万円につきましては、国の令和3年度補正予算である新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業であり、令和4年第1回定例会におきまして補正予算の議決をいただいたところでございますが、事業の完了が令和4年度となりますことから、翌年度に繰越しをいたしましたので、御報告をさせていただきます。

以上、よろしくお願いたします。

○品田学校教育部長 報告第2号、令和3年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告についてのうち、学校教育部所管分につきまして御説明申し上げます。

いずれの事業も完了が令和4年度となりますことから、議案別紙、令和3年度旭川市一般会計繰

越明許費繰越計算書にお示しをしております10款2項、事業名、給食施設整備費、学校感染症対策・教育活動費、学校施設大規模改修費、東栄小学校増改築費、千代田小学校増改築費、豊岡小学校増改築費、及び10款3項、事業名、学校感染症対策・教育活動費、学校施設大規模改修費につきましては、繰越しを行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に御報告申し上げるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○品田委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席いただいて結構です。

次に、提出議案以外の事項であります。遺族側弁護団からの所見書について、理事者から報告願います。

○品田学校教育部長 現在調査中のいじめの重大事態に関わりまして、4月14日にいじめ防止等対策委員会から提出されました中間報告に対し、御遺族側から所見書の提出が示されていたところでございますが、5月30日、御遺族側弁護団から、市長、教育委員会及びいじめ防止等対策委員会に対しまして、その提出がありましたので、御報告申し上げます。御遺族側弁護団から、所見書の概要版、マスコミ宛ての補足説明が示されておりますので、資料として配付をさせていただいております。

内容につきまして、概略を御説明いたしますが、所見書については、中間報告に関する所見、中間報告に対する疑問点と、大きく2つに分かれておりまして、中間報告に関する所見につきましては、「いじめ認定まで3年もの期間、いじめ早期発見、早期対応を求める法の趣旨に反する」「学校がいじめを3年前に認定し、早期対応を進めていけば、最悪の事態は避けられた」「いじめと自殺との因果関係だけが問題ではない」の3項目、また、中間報告に対する疑問点につきましては、「中間報告の前、遺族に対して事実確認をしていない」「加害者と教職員の供述だけで事実を認定している」「被害者の尊厳を傷つける事実認定」など、10項目が記載をされております。また、補足説明につきましては、遺族側弁護団がマスコミ宛てに作成したものでありますが、議会への報告の際にも併せて添付してほしいとの希望があったものでございます。

教育委員会といたしましては、所見書の内容を重く受け止めているところであり、御遺族の意向に寄り添った対応に努めていくとともに、今後の調査や最終報告に生かしていくよう、対策委員会に求めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○品田委員長 ただいまの報告について、御発言はございますか。

(挙手する者あり)

○品田委員長 高橋ひでとし、江川、中村、能登谷各委員から発言する意向が示されておりますことから、発言順については大会派順で行うこととし、発言場所は、質疑席で行うということでしょうか。

(「はい」の声あり)

○品田委員長 それでは、そのように実施することといたします。

それでは、高橋ひでとし委員、質疑席へ移動をお願いいたします。

御発言願います。

○高橋ひでとし委員 所見書は、総じて御遺族側の意思として、第三者委員会の事実認定及びその手法の問題点と改善を要求しているものと評価できます。

第1に、第三者委員会の問題として摘示されていることは、主として、被害者や御遺族の声に耳を傾けていないこと、また、いじめ認定の判断プロセスを明示していないことでもあります。職務遂行上の強い独立性が制度的に要求されている独立行政委員会などとは異なり、第三者委員会は、教育委員会の附属機関として、教育委員会による一定程度の助言、指導権限が認められると解されます。

そこで、今後、かかる一定の助言、指導権限に基づいて、教育委員会として、第三者委員会に対し、今回の所見書を踏まえ、遺族や被害者の声に耳を傾けていないという指摘に対しどのような改善を要求するのか、お示してください。

○石原学校教育部次長 被害者や遺族の声に耳を傾けていないという指摘に関しましては、中間報告に対する御遺族側代理人の記者会見においても、同様の趣旨の意見があったところでございます。このことに関しましては、市長、また、北海道教育委員会から改善等の要請がありまして、既に対策委員会に伝えているところであります。対策委員会からは、今後、御遺族の聞き取りをしっかりと行っていく予定であると伺っておりますが、改めて、所見書の内容を踏まえて対応いただくよう求めてまいります。

○高橋ひでとし委員 そのような改善要求が認められない場合、つまり、第三者委員会がこれに従わない場合、教育委員会として、具体的にどのような対応を取るつもりであるのか、お示してください。

○石原学校教育部次長 対策委員会からは、既に、遺族側に対しまして聞き取り等の申入れを行いまして、日程を調整していると伺っておりますけれども、聞き取りにつきましては、1回、あるいは、短時間で終わらせるのではなくて、御遺族の御意見や要望を丁寧に全て受け止めることが必要と考えておりまして、その状況などにつきましてはしっかりと教育委員会として確認してまいりたいと考えてございます。

○高橋ひでとし委員 しっかりと確認をしておられるということで、御質問します。

6月中に、具体的に何回聞き取り等を行う予定であるか、その確認した内容をお示してください。

○石原学校教育部次長 確認と申しましたのは、今後、状況について確認するというところで、今のところ、対策委員会から具体的な予定までは伺っていないところですが、今、日程の調整をしているということで、対策委員会からも1回ではなくて複数回、しっかりと聞くということで伺っています。ちょっと日程については、また今後、再度確認をさせていただきます。

○高橋ひでとし委員 要するに、第三者委員会側から御遺族側に対して、聞き取りの要請を事実としてしたのか、していないのか、いずれであるか、お示してください。

○石原学校教育部次長 所見書の提出を御遺族から受けた際に、対策委員会から聞き取りのお願いをしているので、よろしくお願いたしますということでお話をした際には、特に言葉はなかったんですけども、了解しましたというようなことで、話は聞いているというような趣旨で私としては受け止めたところでございます。

○高橋ひでとし委員 その点について、第三者委員会として、具体的な日程調整、候補日を挙げて聞き取り等を行うという、そういう提案をしたのかどうか、お示してください。

○石原学校教育部次長 具体的な日程を提示して確認しているのかどうか、ちょっとその辺までは、教育委員会としては確認はしていないところでございます。

○高橋ひでとし委員 教育委員会として、具体的な候補日等を示したかどうかについて確認していないというのは、それは、第三者委員会が遺族側に対して具体的な日程、候補日を提示していないからなのか、それとも、そもそもそういうことを教育委員会が確認をしていないからなのか、またはその他、違う理由なのか、その点についてお示してください。

○石原学校教育部次長 御遺族と対策委員会の日程等の調整につきましては、対策委員会にお任せしている部分もありますので、その方法については教育委員会として確認はしていないところでございます。

○高橋ひでとし委員 先ほどお話ししたとおり、教育委員会には、第三者委員会に対して一定程度の助言及び指導権限があるのではないかとというふうに私としては解釈しています。第三者委員会が、そのような具体的な日程等について、遺族側と候補日を挙げて調整をしないという事態に至った場合、教育委員会としてどのような改善要求をされるのか、お示してください。

○石原学校教育部次長 これまで教育委員会として、日程調整の方法、そういったところは対策委員会にお任せしていたところでございますけれども、そういった日程調整の方法については、今後、具体的に確認をするよう努めてまいりたいと考えてございます。

○高橋ひでとし委員 第三者委員会の委員長自ら、8月末までの最終報告という期限を明示しておられます。今日はもう6月2日で、あと3か月ない状態です。今、確認されると言ったのは、いつまでにどういう方法、形で確認されるか、お示してください。

○石原学校教育部次長 日程の確認については、口頭ですぐできるものと考えてございますので、この会議終了後、電話、訪問等により委員長にお話しして、日程調整の方法については聞くことが可能というふうに考えてございますので、早急に対応してまいりたいと考えてございます。

○高橋ひでとし委員 その際に、具体的な候補日等も遺族側に示すということの指導もしていただけるということによろしいでしょうか。

○石原学校教育部次長 そのように対応してまいりたいと考えてございます。

○高橋ひでとし委員 次に、いじめ認定の判断プロセスが明示されていないという指摘に対して、どのような改善要求をされるのか、お示してください。

○石原学校教育部次長 中間報告におきましては、諮問事項のうち、いじめの事実関係の評価と検証について一部答申が行われたものでございますが、今回提出された所見書の内容について、取り入れることが可能なものについては、最終報告に反映することが必要と考えております。特に、いじめを認定するに至ったプロセスを明らかにしてほしい、そういった所見については、ごもっともな内容と考えるところでございますので、今後、御遺族側から聞き取りを行う中で、御遺族等の要望を詳細に確認し、対応いただくよう対策委員会に求めてまいります。

○高橋ひでとし委員 そのような改善要求が認められない場合、つまり第三者委員会がこれに従わない場合、教育委員会としてどのような対応を取るつもりであるか、お示してください。

○石原学校教育部次長 委員長からは、所見書の内容に関しましては、最終報告に反映できるもの

については反映していくと伺っておりまして、具体的な対応につきましては対策委員会において協議していくとのごことでございますので、その結果につきましては、適宜、確認していきたいと考えておりますけれども、仮に、その答えが否定的であった場合の対応につきましては、なぜできないか、そういった理由にもよるところでございますけれども、可能な限り改善が図れるよう、市教委としても促してまいりたいと考えてございます。

○高橋ひでとし委員 第2に、所見書では、いじめ認定の判断プロセスにおいて、第三者委員会が、加害者側の主張や教職員の言い分のみにより事実認定がなされた、そういう蓋然性が示されており、これに対して、被害者側に責任転嫁するものであると強く批判されています。これに対し、教育委員会として、第三者委員会に対し、どのような改善を要求するのか、お示してください。

○石原学校教育部長 いじめの認定の判断につきましては、アンケート調査や児童生徒、関係者、御遺族からの聞き取り、また学校や市教委、御遺族、関係機関などから提供を受けた資料などから多角的に検討されたものと認識しているところでございます。一方で、御遺族からの聞き取りが十分でなかったとの意見もあるところでありますので、御遺族の意向をしっかりと伺い、そういった中で、より多角的な視点に基づいた調査、事実確認を行うなど、御遺族に寄り添った対応を行うよう、対策委員会に対し求めてまいりたいと考えてございます。

○高橋ひでとし委員 そのような改善要求に第三者委員会が従わない場合、教育委員会としてどのような対応を取るつもりであるのか、お示してください。

○石原学校教育部長 先ほどの繰り返しになりますけれども、今後の対応といたしましては、委員長からは、所見書の内容に関して、最終報告に反映できるものについては反映していくと伺ってございます。対策委員会で協議されるということになってございますので、同様に、その内容については適宜確認してまいりたいと考えてございますけれども、偏った事実認定ということはあってはならないと考えるところでございますので、御遺族にそういった認識を持たれることのないよう、御遺族からの聞き取りを丁寧かつ十分に時間をかけて行うことで、そういった偏っているという御遺族の認識というのも改善されていく、そのように考えているところでございます。

○高橋ひでとし委員 先ほど、より多角的な視点に基づいた調査、事実認定を行うように改善要求していくというお話がありました。多角的な視点というのが具体的に何を示すのか、御説明ください。

○石原学校教育部長 調査に当たっては、これまでも、アンケート調査や児童生徒への聞き取り等、様々な内容でありますとか資料等に基づいて行ったところでございますけれども、やはり、御遺族からの聞き取りが十分でない、それは非常に重要な部分でございますので、その部分が欠けていることはあってはならないということで、そういった内容により厚みを持たせることで、多角的というような表現をさせていただきましたが、非常に多方面にわたるわけではなくて、今までに加えて、御遺族の御意見に厚みを持たせるということで、多角的というような表現を使わせていただきました。

○高橋ひでとし委員 私は、御遺族からの聞き取りを丁寧かつ十分に時間をかけて行うこと自体が、多角的な視点ということに論理的にはつながらないと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○石原学校教育部長 私が多角的と使った表現が適切でなかったと感じられますので、ちょっと表現が不適切だったというふうに考えます。私の言う意味での多角的というのは、御遺族の意見に

より厚みを持たせるということでお話しさせていただきました。

○高橋ひでとし委員 今回の御遺族側の不満、批判というのは、御遺族からの聞き取りを丁寧かつ十分に時間をかけて行わなかったということ、つまり、調査自体の問題点ということではなくて、結論としての責任転嫁というのを問題にしているんじゃないかと思います。裏を返せば、丁寧かつ十分に時間をかけて御遺族から事情聴取をしたとしても、その判断プロセスが曖昧で、結論も結果的に責任転嫁されているようなものであれば、それは、この批判に対する回答になっていないのではないかというふうに私としては考えるんですが、十分かつ丁寧な聞き取りを行った上で、じゃあどうするのか、その点をどのようにお考えなのか、お示してください。

○石原学校教育部次長 教育委員会として、実際、今回の聞き取りの内容でありますとか資料、そういった部分を拝見していない中で、具体的に対策委員会がどのようなプロセスに基づいて今回の認定をされたか、すぐには分かり得ないところがございますけれども、我々としては、御意見がある中で、聞き取り等が十分に行われていないというようなことでありましたので、そういった部分を加えた上で、より丁寧に、再度、検証いただくことで、御遺族の所見に対する対応をしていただきたいということで、対策委員会に引き続き求めてまいりたいと考えております。

○高橋ひでとし委員 結論に至る判断プロセスの中の認定根拠が増える、被害者側の認定根拠が増える、だから判断過程もより適正になる、そういう趣旨というふうに理解します。

第3に、特に、第三者委員会による報告書に記載の医学的所見、被害者側の事情によりいじめを誘引したという可能性が指摘されている点に対しては、同様のお子さんに対する差別や偏見を助長するものであると、極めて強い批判が所見書では示されています。そのことからすれば、今後、再調査などにおいて、かかる医学的所見の適否及びいじめとの因果関係が重要な争点になることは疑いありません。このような問題に対し、教育委員会として、現時点においてどのような改善を第三者委員会に要求するのか、お示してください。

○石原学校教育部次長 諮問事項1のいじめの事実関係の評価と検証をするに当たりまして、必要な内容であると対策委員会において判断されて、中間報告に記載しているものと認識しているところがございますけれども、御遺族の所見に対する対応に関しましては、最終報告においてしっかりと説明いただくよう求めてまいります。

○高橋ひでとし委員 最終報告において、そのような明確な説明がなされないことが最終報告前に事実上明らかになった場合、教育委員会としてどのような対応を取るつもりであるのか、お示してください。

○石原学校教育部次長 また先ほどの繰り返しになりますけれども、今後の対応として、最終報告に反映できるものについては反映していく、また、それについて対策委員会で協議していくとのごとでございますけれども、具体的な改善要求が認められない場合の対応につきましては、現時点でその具体的な対応についてお示しすることはちょっと難しいかなというふうに考えてございます。

○高橋ひでとし委員 医学的所見が最大の争点である以上、第三者委員会内にももちろんお医者さんはいますけど、例えば、そういう関係に専門性のある、医学的所見をきちんと判断できるような委員を追加で選任したりとか、あと、アウトソーシングして、ちゃんとその妥当性について裏づけとしての医学的所見というものを作成した上で最終的な結論を導くとか、そういうような具体的な対応というのは、十分、教育委員会として第三者委員会に対して求めることは可能ではないかと思

ますけど、そういうことをしないんですか。

○石原学校教育部次長 対策委員会の委員につきましては、当初と言いましょうか、医師の委員が2名おりましたけれども、現在、1名ということもありまして、特に、医学的見地からの所見というのは、いじめと亡くなった過程の検証を行う上で非常に重要な部分であると考えてございますので、必要であれば、委員の追加、またはアウトソーシングといったことも必要と考えてございますので、対策委員会とも協議して検討してまいりたいと考えております。

○高橋ひでとし委員 この点に関する第三者委員会側の現時点での見解というのはどのようなものであるか、当然、教育委員会として確認されておられると思うんですが、その点を御説明ください。

○石原学校教育部次長 対策委員会の委員長とお話しした中では、今のところ医師が1名おりますけれども、現段階では、委員の追加については特段、急を要していないというような話を今までは伺っていたところでございます。

○高橋ひでとし委員 極めて専門的な話なんで、現第三者委員会の委員内で、果たしてしっかり結論を導くことができるかどうかというのは疑わしいところでもあるのではないかなと思われまして。それを踏まえて、先ほど、私のほうでお示したように、例えば、専門的な機関等に調査を依頼して、その報告書を上げてもらって、それを踏まえて第三者委員会として本件問題についての結論を示す、そのようなことについて考えておられないのか、再度、お示してください。

○石原学校教育部次長 委員の今の御意見は、大事な話だというふうに考えてございますので、今お話しした内容については、対策委員会と今後、しっかりと協議してまいりたいと考えております。

○高橋ひでとし委員 最後に、今後、第三者委員会の最終報告提出後、遺族側によるいじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく再調査の要求があれば、この所見書の内容を踏まえて考察するに、同再調査実施はほぼ確実な状況であるというふうに私としては解されます。再調査実施に際し、第三者委員会及び教育委員会として既に収集済みの証拠の再調査委員会に対する提出など、再調査に対して協力するつもりがあるのかどうか、この点を明らかにしてください。

○品田学校教育部長 法第30条に規定する再調査の実施におきましては、第28条調査において収集した資料等は全て引き継ぐ趣旨であるものと私どもも理解しておりまして、追加の資料提出や聞き取り調査等の必要があれば、教育委員会としても全面的に協力してまいりたいと考えております。

○高橋ひでとし委員 再調査に関連するんですけど、現第三者委員会の委員長は、さきの記者会見の際に、最終報告期限として本年8月末をめどにするというふうに明言されておられます。先ほど私のほうでお話ししたとおり、第三者委員会自体は、一定の独立性が要求される機関ではありますが、具体的な調査に関する助言及び指導権限については、教育委員会にも存するものというふうに解釈されます。

そこで、教育委員会に対して質問しますが、仮に、本年8月末というその期限が守られなかった場合、教育委員会としてどのような道義的及び法的責任が生じるというふうに考えておられるのか、教育委員会の見解をお伺いします。

○品田学校教育部長 8月末までに間に合わなかったという、あくまでも仮定の話ということではあると思うんですけども、私どもといたしましては、対策委員会の委員長が8月末をめどに最終報告をまとめたという発言をされたことを受けておりますので、それに対して、今の段階では、

我々は全力で支援していきたいということを考えております。特に、その後のどうこうということの段階については、まだ今のところは考えていないところであります。

○高橋ひでとし委員 私は、仮に8月末という期限が間に合わなかったときの教育委員会の具体的な対応について質問したのではなくて、間に合わなかったときの道義的及び法的な責任について御質問させていただいたところでございます。再度、回答を求めます。

○石原学校教育部次長 8月末までに終わらせたいというように明言されているということで、当然、そういった期日を明言したということは、それを守れなかった場合、道義的な責任が生じるとは思いますけれども、法的に何か責任が生じるかということ、そういった縛りというのは特にはないものと考えてございます。ただ、8月末の期限が守られない可能性というのは必ずしもゼロでないというふうに我々も考えているところで、今、委員からも提言がありましたけれども、例えば、医学的見地からの分析、調査を外部に委託したと仮定して、そのときに、例えば、委託の期間を非常に要するので長くなるだとか、あと、御遺族から聞き取りを行う中で、さらに、今まで対策委員会が予定していた以上の新たな調査だとか、そういった内容が示された場合においては、8月に終わらないといった可能性も我々としてはあると考えているところであります。8月に終わらない場合、様々な事情があり得ると思いますので、こういった場合の責任に関しても、その事情にもよるのかなというふうに考えているところでございます。

○高橋ひでとし委員 要するに、第三者委員会の委員長は、8月末を期限として最終報告を出すというふうに明言しているけれども、教育委員会としては、8月末という期限についてはお約束できませんという結論ということで、私の質疑を終わります。

○品田委員長 続きまして、江川委員、質疑席へ移動をお願いします。
御発言願います。

○江川委員 所見書が出されたということで、その範囲内で幾つか伺いたいと思います。
今回、所見書が出された経緯というのをまず確認させてください。

○工藤学校教育部教育政策課主幹 所見書につきましては、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインにおきまして、調査結果を市長に報告する際、被害児童生徒、保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を当該結果に添えることができることとされております。中間報告に対しての所見書の提出につきましては、ガイドラインに明記されておりましたが、先ほど説明させていただきましたガイドラインの趣旨を踏まえまして、5月30日、御遺族側弁護士から、市長、教育委員会及び旭川市いじめ防止等対策委員会に対して提出されたものと認識してございます。

○江川委員 簡単に言うと、所見書が出されたということは、法的な位置づけとしてはガイドラインにおいてという受け止めなんだということで大丈夫ですね。

気になったのは、先ほど来質疑があったように、この所見書をどのように扱うのかということなんですけれども、所見書の中では、いじめ認定の遅れ、重大事態としての対応の遅れが最悪の結果を招いたのではないかと、この点こそ今後問われるべき重要な問題ではないかという提起がなされています。そして、一貫して、やはり、中間報告は御遺族の求めに応じた事実認定ではないということが示されています。第三者委員会が立ち上がった時点で、まず、御遺族の話を聞いたというような第三者委員会委員長の間接報告の記者会見での発言があったように思うんですけれども、その発言とこの所見書の内容で大きな食い違いが起きているように見えるんですが、きちんと意向を酌

み取れていたのかというところが疑問です。

今回の所見書というのは、御遺族の調査してほしい内容、まさにこれに当たると思うんですけども、どのようにこの所見書を取り扱うのか、教育委員会の見解をお聞かせください。

○石原学校教育部次長 遺族側への聞き取りについてでございますけれども、中間報告の際に対策委員会から説明がございました、御遺族側へ1回行われたとする聞き取りとは別に、対策委員会からは、昨年7月9日、第3回の対策委員会において、御遺族、そして御遺族代理人から、調査に関する要望等を聴取しているところでありまして、また、あわせて、9月には、御遺族側から調査に対する要望等を書面でいただいているということをご伺っています。

今後につきましては、対策委員会からは、現在、御遺族側に対して聞き取り調査の申入れを行っているというところで、対策委員会によりまして御遺族の声を直接お聞きする機会が改めて設けられるものと考えてございます。

次に、所見書の取扱いについてでございますけれども、対策委員会委員長からは、今後の調査や最終報告に反映できるものについては反映していくと言われておりますので、その結果につきまして、教育委員会としても適宜確認してまいりたいと考えてございます。

○江川委員 聞き取りは1回だけでも、調査に対する要望の聴取、それから、9月に書面での要望等が出されているということです。ただ、それではやはり聞き取りが不十分というか、遺族の意向をきちっと受け止め切れなかったということなんだと思うんですね。

そこで、改めてちょっと法的な位置づけについて、再度確認をさせていただきたいんですけども、所見書を見る限りでは、どうも何か、児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方についてという、平成23年6月1日、文部科学省初等中等教育局通知に沿った内容にはちょっと思えませんが、その後の改訂版の指針等も含めて、どうもこれに沿っているように見えないんですけども、どういうふうに受け止めて対応を行っているのか、そして、説明等はどのように行っているのか、再度確認をさせていただきます。

○石原学校教育部次長 児童生徒の自殺が起きたときの背景調査につきましては、児童生徒の自殺または自殺が疑われる死亡事案が起きたときに、死亡した児童生徒が置かれていた状況において行われる調査でありまして、死亡の背景にいじめが疑われる場合には、いじめ防止対策推進法第28条に基づく重大事態の調査がこれに当たるとされているところでございます。教育委員会では、重大事態の調査の実施に当たりまして、令和3年6月2日に、御遺族側に対しまして、直接、重大事態の対処に関する説明を行いましたほか、先ほど答弁もさせていただきましたが、昨年7月9日の第3回の対策委員会におきまして、遺族側に対する調査方針の説明とともに、遺族側から調査に関する要望等の聴取を実施しているところでございます。

○江川委員 簡単に言うと、本来であれば、この背景調査に関しては、亡くなったときに大体これをするんだよと。そして、この中には、そんなに起こることではないから全件調査してもいいんじゃないですかというような提案がなされていたりするので、子どもが亡くなったよというときにはこれが行われる、さらに、その背景にいじめが疑われる場合であれば、いじめ防止対策推進法第28条に基づく重大事態の調査がこれに当たるんだという説明という受け止めでいいんですよね。ということは、これは本来であれば、背景調査から入るんだよというところで、背景調査の部分のガイドライン、指針等を見ていくと、本来、対応の方法として、まず、この内容でいくと、平成2

3年3月のガイドラインについて、6月1日の通知で周知されたというように通知の中に記述があって、その後改定がなされているという流れなんですね。あちこち見なきゃいけないんですけど、順を追っていくと、まず、この背景調査、つまり亡くなったよというときには、御遺族と話をきちんとし、御遺族がどのようなことを調べてほしいのかというのを基にして調査が行われていく、それは重大事態に関しても恐らく同じことだと思うんです。そういうふうな理解を私はしていたんですけれども、要するに、調査をしたら御遺族に説明して、そして次の方針を決めていくという流れが共通していると思うんです。今回の所見書を見る限りでは、その流れがきちんと踏めているのかなというところが、私は疑わしいんじゃないかなと、この所見書を見る限りでは、そういう受け止めをしています。ですから、きちんとこの指針も含めて、経過説明、協議に沿っているのかなど、改めての確認が必要であるということはまず指摘させていただきたいと思います。ここはきちんと確認をお願いしたいです。

では、教育委員会としては、これまでどのように諮問して、中間報告をどのように受け止めて、さらに最後に、御遺族の所見書をどのように受け止めているのかというのを伺って、私のほうからは、簡潔ですが質疑を終わらせていただきたいと思います。

○黒蔵教育長 いじめの重大事態に関わりますこれまでの受け止めということであります。

本事案につきましては、貴い生徒の命が失われ、市民をはじめ、多くの方々に不安や疑念が広がるなど、社会的にも大きな影響を及ぼしていることを重く受け止め、本事案をいじめの重大事態とし、旭川市いじめ防止等対策委員会に4項目について諮問をさせていただきました。その際は、できるだけ早期に事実の全容を明らかにし、同種の事態の再発防止を図っていくことが急務であるという認識の上で調査をお願いいたしまして、教育委員会としても、全面的に調査に協力をしてきたところであります。

また、中間報告については、諮問事項のうち、いじめの事実関係の調査と検証の調査結果が、前年度内にまとめられ、御遺族に説明するとともに、対策委員会から公表されたところであり、その中間報告の結果としては、いじめとして取り上げる事実が6項目あったことが明らかとなりました。このことは、教育委員会として大変重く、厳粛に受け止め、いじめの認知に至らなかったことを深く反省し、御遺族に対しまして、直接おわびを申し上げたところであります。さらに、この中間報告に対する所見書がこのたび提出されましたが、中間報告の内容や調査に対する御遺族の意見が複数の事項について述べられており、そのことについては真摯に受け止め、今後の調査に生かしていただくよう、対策委員会の委員長にお伝えをしたところでございます。

重大事態の調査に当たりましては、当初から、中立、公平で、御遺族の意向に寄り添った調査を進めていくことを基本としており、調査に対する御遺族の理解と信頼が深まり、8月の末までに最終的な調査結果がまとまるよう、教育委員会としても、調査の事務局として最善の努力を払ってまいりたいと考えております。

○品田委員長 中村委員、質疑席へ移動をお願いします。

御発言願います。

○中村委員 では、私のほうからも中間報告に関する所見書について、何点か質疑をさせていただきたいというふうに思っております。

概要版ということで、今御報告がありましたけれども、これは、本編は21ページあるということ

で、かなり膨大なページ数になるんですが、私ども議員にもそれは見せていただけないということで、その点については理解をしたいと思います。この概要版以外のところも、かなり遺族の心情というのが書き連ねられているのではないかなということだけは、想像に難くないのかなというふうに思っております。記者会見のときに、今津市長もこの中間報告に対する見解ということも言われていましたけども、「報告書を見て感じることは、淡々と事実が書かれていて非常に感情がないというか、無機質な印象を私は率直に受けています。特に、被害者の気持ちや心情というものがやはり抜け落ちているということを私自身は感じるところでございます。」というふうに言われているんですね。まさに、この所見書に書いてあることは、今津市長が言っていることと相通じているんだということを私も感じるところであります。

まずは、中間報告に関して、複数項目にわたり厳しい指摘があったわけですが、先ほども答弁がありましたけども、改めて、教育委員会としてどのように受け止めているのかについて、お伺いをしたいと思います。

○石原学校教育部次長 中間報告に対する所見書が5月30日に提出されておりますけれども、中間報告の内容や調査に対する御遺族の意見が複数の事項について述べられておまして、教育委員会といたしましても真摯に受け止めているところでございます。重大事態の調査に当たりましては、当初から、御遺族の意向に寄り添った調査を進めていくことが基本であると考えておまして、調査に対する御遺族の理解と信頼が深まるよう、かつ、中立性、公平性が担保された最終的な調査結果がまとまるよう、教育委員会といたしましても、調査の事務局といたしまして、最善の努力を払ってまいりたいと考えているところでございます。

○中村委員 調査に対する御遺族の理解と信頼が深まるよう、教育委員会として最善の努力をされるというお話なんですけど、この所見書が出たということは、裏を返せば、理解と信頼が全くない中間報告だったと言わざるを得ないということになると思います。第三者委員会による遺族に対する事情聴取が1度だけだったということは、前回の委員会質疑でも明らかになっておりましたが、そのたった1回の事情聴取の質問事項が、いじめ加害行為におよそ関係の乏しい内容だったと、そういう記述も所見書にはあるところです。いじめの重大事態の調査に関するガイドラインには、被害児童生徒、保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築することとなっておりますが、所見書を見る限り、信頼関係を構築するどころか、不信感を増幅させる調査が行われてきたと言わざるを得ないと思いますが、ガイドラインに準じた調査と言えるのかどうか、市教委の見解を伺いたいと思います。

○石原学校教育部次長 これまでも、市長から、御遺族及び御遺族側弁護団と連携して調査を進めるよう依頼があった際には、改善のため、対策委員会におきましては、適宜、会議終了後に会議の内容の報告や調査の進捗等について説明するなど、御遺族側とのコミュニケーションを重視しながら調査に取り組んできたものと伺っているところでございます。

今回、中間報告に対する所見書が示されましたが、対策委員会に対しまして、ガイドラインの趣旨に従い、改めて、所見書の内容等を尊重するなど、御遺族に寄り添い、信頼関係が維持されるよう、対応の検討を求めてまいりたいと考えております。

○中村委員 今の答弁は、質問に全く回答いただいていないというふうに私は受け止めるんですけども、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに準じた調査だったと言えるかどうかという

ことについて、改めて答弁を求めたいと思います。

○石原学校教育部次長 対策委員会における調査につきましては、いじめの重大事態に関するガイドラインに基づきまして、対応の改善なども図りながら進めてきたところでありまして、市教委としても、調整役として円滑な調査の支援に努めてきたところでございますけれども、遺族からの所見につきましては、非常に重たく受け止めているところでございます。今後、対策委員会とも連携を図りながら、ガイドラインに準じた対応となるよう、対応の改善に努めてまいりたいと考えております。

○中村委員 全く遺族に寄り添っていないじゃないですか。たった1回しか聞き取りしていないという事実、そして、その内容も不十分、そんな中で、ガイドラインに沿った対応をするように指導していくと言っても、今はもう中間報告が出されたわけですよ。出ている中で、今、評価を聞いたわけですよね。本当にガイドラインどおりの調査の手法でやってきたのかどうか。ガイドラインを読めば、ちゃんと遺族に寄り添うと書いてあるわけですし、それを第一義とするということは書いてあるわけですが、でも、この所見書の内容は、必ずしもそうならないからこそ、こういうふうな21ページにも及ぶ所見書が出されているわけですよ。

そもそも、教育委員会がこのガイドラインを本当にちゃんと理解しているのかなということは、4月のこの委員会の質疑の中でも触れさせていただきましたけれども、教育委員会もいじめがあった6項目について、そのうちの5項目については、早い段階から認識していたということも答弁されたわけですよね。そんな中で、もちろんいじめがあった以前にガイドラインが示されていて、その中に、どういった場合に重大事態の調査に入るかということを示されているわけですよね。まさに、4月のときにも質疑をしましたが、SNSで性的画像等々、そういったものを拡散するようなことがあれば、重大事態に速やかに入らなければならないというようなこともこのガイドラインを読めば分かるはずなんですけど、その4月の委員会でも、この6項目のうちの5項目を教育委員会が認識していたという中で、誰か1人でもこの重大事態の調査に入るべきだというふうに言った職員はいなかったんですかってお伺いしたら、誰一人いませんでしたという回答だったんですね、その4月のときは。ですから、ガイドラインをしっかりと理解していないということの延長線上で、今回の第三者委員会の調査の中でも、教育委員会の中では、私は流れているのではないかなというふうに思うんですよ。きちっと理解していれば、本当に第三者委員会の調査の中で遺族に寄り添うところを最大限、重視しながら調査が行われているのかどうか確認をする。内容の決定は、第三者委員会に任されていることかもしれませんが、そういう遺族に対する配慮、寄り添いというのが本当にできているかどうかというところの確認は、教育委員会がやっぱりちゃんとしていかなければならなかったはずなんです。ですから、その反省がなければ、これは一歩も前に進まないと思いますよ。この所見書が出された以上は、やはり遺族側としても、中間報告が変わるのか変わらないのかということが、大きな問題だというふうに思っております。

中間報告の内容について、いじめの認定があったことは遺族側としても評価をしているということは、記者会見の中でも述べられていたところですが、ただ、それ以外の点では全く評価されていないというふうにも受け止められます。最後の小括のところ、「中間報告の内容は被害者遺族の声を無視し、加害者の言い分に偏った事実認定が大部分を占めています。被害者に寄り添った調査というには程遠い内容であると言わざるを得ません。被害者遺族の声を反映しない調査であれ

ば、遺族及び弁護士としては、今後の調査協力を拒絶することも検討せざるをえない」とあります。もしそのようなことになったら、本当に前代未聞の事態になるのではないのでしょうか。真相解明のために、遺族に寄り添った対応を行い、いじめの認定となった中間報告の内容を、より遺族の理解が得られる形にするためには、どのようなことが必要と考えているのか、伺いたいと思います。

○石原学校教育部長 対策委員会からは、現在、御遺族側に対しまして、聞き取り調査の申入れを行っているものと伺っておりまして、対策委員会によりまして、御遺族の声を直接お聞きする機会が設けられるものと考えてございます。最終報告に向けては、所見書や御遺族からの聞き取りの内容を踏まえまして、表現を改めたり、あるいは文言を付け加えたりすることも検討されていくものと考えております。

○中村委員 ただいまの答弁ですが、表現を改めたり、文言を付け加えることも検討されていくものと考えているとのことですが、これは、中間報告部分の内容を訂正するということを指しているのかどうか、伺いたいと思います。

○石原学校教育部長 中間報告につきましては、既に答申を終えたといったものでありまして、それ自体を訂正するといったことはないものと考えておりますけれども、最終報告におきましては、例えば、改めて事実認定に関わる内容を補足するといったことも対策委員会において検討いただきたいと考えているところでございます。

○中村委員 今の答弁だとちょっと分かりづらいんですが、中間報告は既に答申を終えているというのは、確かにそのとおりだと思うんです。それを、例えば訂正してくださいというふうに、また出し直してくださいということとはできないということをお初めに言われたとは思いますが、ただ、その後の最終報告において、改めて事実認定に係る内容を補足することを対策委員会に検討していただくということですから、この中間報告部分をいじるのか、それとも、それに至る前後のところで修正というか、その中間報告部分の意図するところが分かるような、そういう文言を付け加えると言っているのか、どちらですか。

○石原学校教育部長 最終報告については、諮問事項は全部で4つありまして、初めの1つの中間報告は終わりましたが、中間報告も含めて、全体で内容が記載されていくと、そんなふうに私も考えておりまして、今後、御遺族側から聞き取り等を行う中で、例えば、新たな事実等の確証が得られれば、当然、中間報告に当たる部分の表現等についても教育委員会としては修正すべきといったふうに考えておりますけれども、そのことについても対策委員会と改めて確認してまいりたいと考えてございます。

○中村委員 教育委員会としては、中間報告の文言も変えるべきところがあれば変えるべきだという考え方を今伺って、安心したんですけども、やはり、遺族側というのは、中間報告に対して疑問を持っておられる、そのことが訂正されるのかどうかということが重要なことになるのではないかとこのように思っております。一度決定した内容を変更するのは大きな抵抗があるかもしれませんが、私は遺族に寄り添った内容に修正すべきだと思います。被害生徒の立場に立った表現を最終報告書でどう盛り込むかが鍵になると思います。そのような配慮を行う必要があると思いますし、最終報告書には、中間報告の内容の修正も含め、遺族に寄り添った内容に修正することを、第三者委員会の同意を得た後に早急に遺族へも伝える必要があると思いますけども、見解を伺いたいと思います。

○石原学校教育部長 中間報告における事実認定が、結果として当該生徒の尊厳を傷つける、そういった結果を招き、また、強制、強要を示す表現が見られないなどの所見につきましては、御遺族とされても強い思いがあるものと察するところでございます。

今後の対策委員会における調査において、公平、中立という視点を持ちつつ、所見書の内容を可能な限り尊重するなどの配慮については、当然、必要と考えているところでございます。所見書につきましては、5月30日に受領いたしまして、翌日に我々からも対策委員会の委員長にお渡ししているところでございますが、対応につきましては、今後、対策委員会においてしっかり協議していくということでございました。所見書の項目につきましては、多岐にわたっておりますことから、対応がすぐに決まるもの、あるいは、そうでないものもあると考えますけれども、今後の御遺族への聞き取り調査の際など、適宜、御遺族に伝えていく、そういったことが必要と考えておりますし、そのタイミング等につきましては、対策委員会とも協議をしております。

いずれにいたしましても、御遺族の意向に寄り添い、信頼が得られるような調査が進められ、早期に最終結果がまとまるよう、できる限り、御遺族と対策委員会の調整に、教育委員会としても力を注いでまいりたいと考えております。

○中村委員 やはり、御遺族に対して、例えば文言の修正等々を考えているということがあるんであれば、私は、速やかに伝えていかなければいけないんじゃないかと思うんですよね。このたびの所見書は、これまでの中間報告の内容が変更される意向がなければ、最終報告を待たずに、遺族側から調査協力の辞退を申し入れる可能性に言及されているというふうに私は受け止めています。例えば、今後、第三者委員会から速やかな発信がない場合でも、そうした判断を下すことも十分に考えられることだと思います。万が一のために何っておきますが、遺族側から調査手法が適切さを欠いているとの判断から、調査協力できないとの申出があった際は、どのような対応を取られるのか、市教委の見解を伺います。

○品田学校教育部長 現在、調査中のいじめの重大事態の真相解明のためには、御遺族の調査協力が当然不可欠であり、辞退されるようなことがあっては今後の調査が立ち行かなくなることにもなりかねないものと考えているところでございます。こういった事態を招くことがないように、聞き取りなどによりしっかりと御遺族側の意向を伺いながら、御遺族に寄り添った調査を進めていただくよう、教育委員会といたしましても対策委員会に求めてまいりたいと考えているところでございます。

○中村委員 ぜひともそのように進めていただきたいというふうに思います。

記者会見が4月15日にあって、この所見書が出されるまで1か月半、遺族側の方々は、本当に心苦しい中でこの所見書をまとめられたと思うんですよ。本来であれば、調査をしていただいてありがたいと思って、当然ながら、その調査にも協力をするというところで、真相解明を図ってほしい、そして、再発防止を願っている、それは何より遺族の方々なわけですよ。その方々から、こうした所見書を出さなければならぬ事態というのは、すごいつらかったと思いますよ。そのことを、やはり教育委員会がしっかり受け止められなければ、一歩も前に進まないと思いますよ。私は、本来、この所見書を出させたことに対して、教育委員会がしっかりと謝罪をする、こんなことをさせてしまって大変申し訳ありませんでしたということを、教育委員会も第三者委員会も、誠実に謝罪をするというところからスタートしなければ、気持ちを変えていただけないと思いますよ。半分は、

もう調査協力はできないよというぐらいの気持ちでいるんじゃないかなというふうに、この所見書を読むと、誰もが受け止められますよ。

教育長ね、やっぱり教育委員会がしっかりと襟を正すためにも、人間というのは、申し訳ないと思ったときにどういう行動を取るかというのは、もう一つしかないんですよ。ですから、私は教育長にはぜひともそういったことをしっかりやっていただく中で、遺族の方々も最後まで前向きに調査に協力をしていただけるという環境をつくっていただきたいと思いますが、御所見を伺いたいと思います。

○黒蕨教育長 大変厳しい御意見をいただきました。

本来は、所見書がないというのが一番の形だと思います。その上で、今回の中間報告に対して、相当な時間をかけて、今回、これだけの分量の所見書が出されたということは、本当に大変厳しい意見が多々あります。私も本当に重たく、厳しく受け止めておりますし、改めてこの機会に、御遺族の方々との信頼関係の構築というものをしっかりやっていかなければいけないと思っております。

この調査のベースには、何より、信頼関係の構築と、調査に対する理解というものが基本にないと、調査結果に対する信頼が得られないと思っております。その意味では、所見書は、市長、それから教育委員会にも出されておりますので、私どもが当事者という思いで、このことを受け止めざるを得ないと思ってますし、5月30日には、私が直接、御遺族側弁護団の皆様と面談をして受領いたしました。しっかりと受け止めさせていただきたいというお話もさせていただきました。私のみならず、教育委員会の関係する職員が、しっかりとその認識を持って、これからまた調査に当たって、できるだけ調査に対する信頼を上げていくということに全力を尽くしていかなければいけないと、そのように思っております。

○中村委員 終わりたいと思います。

○品田委員長 能登谷委員、質疑席へお願いします。

御発言願います。

○能登谷委員 旭川いじめ事件被害者弁護団から、所見書が市長と教育委員会に提出されたということです。公表されたのは概要版なので、全文は市と教育委員会だけが手にしていますので、概要版でも分かる範囲で質疑したいと思います。

概要版は主に、第1、中間報告に関する所見と、第2、中間報告に対する疑問点の2つで構成されています。総じてもっともな所見であると考えていますが、特に、第1、中間報告に関する所見については、これまでの質疑で確認してきたことや、私ども日本共産党旭川市議団が4月18日に発表した、いじめ第三者委員会の中間報告を受けての見解、この立場とも合致しているものと評価しています。既に3人の質疑がありましたので、私のほうは手短かに聞かせていただきたいと思えます。

第1、中間報告に関する所見の受け止めについて伺います。1、いじめ認定まで3年もの期間、いじめ早期発見、早期対応を求める法の趣旨に反する。2、学校がいじめを3年前に認定し、早期対応を進めていけば、最悪の事態は避けられた。3、いじめと自殺との因果関係だけが問題ではない。今、タイトルだけ読んだんですが、どれもそのとおりだと考えますが、教育委員会の受け止めはどうか、伺います。調査中だから言えないという範疇のものではなく、一般論として、至極当然、当たり前のことではないでしょうか、お答えください。

○辻並学校教育部長 本事案につきましては、事案発生当初から、関係する学校において当該生徒の心のケアをはじめ、警察との連携の下、事実関係の確認や再発防止に向けた加害児童生徒への指導など、旭川市いじめ防止基本方針に準じた対応を行っていたところではありますが、当時、いじめの認知には至らなかったところであり、深く反省をしております。そうしたいじめの認知には至らなかったことも含めまして、学校や教育委員会の当時の判断や対応につきましては、現在、旭川市いじめ防止等対策委員会において、学校と教育委員会の対応調査と課題検証などの調査が進められているところであり、教育委員会としては、その結果を真摯に受け止めてまいります。いじめ防止対策推進法の定義に基づく正確で積極的な認知を行うことはもとより、いじめにより、児童生徒の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合などには、重大事態としての対応が必要であると考えておりますので、今後、そうした対応を徹底してまいります。

また、調査方法やスケジュールなど、対策委員会の調査の在り方につきましては、最終報告がなされた段階で教育委員会としても検証してまいりたいと考えております。

○能登谷委員 第2、中間報告に対する疑問点についての受け止めに伺います。1、中間報告の前、遺族に対して事実確認をしていない。2、加害者と教職員の供述だけで事実を認定している。3、中間報告は結論だけで、認定の理由、判断過程が一切明示されていない。4、被害者の尊厳を傷つける事実認定。項目だけでもその後9項目まで書かれています。それで、10の小括では、「中間報告の内容は被害者遺族の声を無視し、加害者の言い分に偏った事実認定が大部分を占めています。被害者に寄り添った調査というには程遠い内容であると言わざるを得ません。被害者遺族の声を反映しない調査であれば、遺族及び弁護士としては、今後の調査協力を拒絶することも検討せざるを得ないことを、ここに申し添えます。」と、大変厳しい内容となっていると思います。これらについて、教育委員会はどのように受け止めたのかもお示しいただきたいと思っております。

○石原学校教育部長 第2、中間報告に対する疑問点の内容につきましては、主に、対策委員会における調査に対するものでありますが、対策委員会を所管しております教育委員会といたしましても、真摯に受け止めなければならない内容のものであると考えてございます。

また、対策委員会に対しましては、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの趣旨に従い、改めて所見書の内容等を尊重するなど、御遺族に寄り添い、信頼関係が維持されるよう、対応の検討を求めてまいりたいと考えているところでございます。

○能登谷委員 北海道新聞の報道では、今津市長が、中間報告の問題点が多項目にわたって指摘されており、内容を精査し、遺族の意向に寄り添って対応したいとコメントを出しているとのことですが、これは本来、教育委員会が対応すべきことではないでしょうか。

○石原学校教育部長 今回、御遺族側から提出された所見書につきましては、市長、教育委員会、そして対策委員会の3者宛てに提出されておりますけれども、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインにおきましては、調査結果を市長に報告する際、被害児童生徒、保護者が所見書を添えることができるというふうにされており、本来、市長に提出するといった趣旨となっております。このようなことから、マスコミへのコメント等につきましては、それを代表して、市長からお出しいただいたところでございますけれども、コメントの内容につきましては、教育委員会も同じ考えであります。

○能登谷委員 さらに報道では、市や市教委内では、第三者委員会が8月末に最終報告を行った後

に、今津市長に再調査を要請するとの見方が強まっていると書かれていますが、それは本当なのでしょう。最終報告を待たずに再調査先にありきの風潮はいかかなものかと私は思います。誰がどういう意味で言っているのか、分かればお聞かせください。

○石原学校教育部次長 重大事態の再調査につきましては、教育委員会、あるいは学校による重大事態の調査において、十分な調査が尽くされていない、そういった場合などにおいて、市長が判断して実施するものでありますので、教育委員会として、再調査の可能性について言及する立場にはないというふうに考えておりました、新聞の記事がどのような取材の下、書かれたのかといったことについては把握はしていないところでございます。教育委員会といたしましては、最終報告に向けまして、一日も早く、また十分に調査が尽くされるよう、対策委員会の調査に対する支援といったものに努めてまいりたいと考えてございます。

○能登谷委員 教育委員会では言及する立場にない、それはそうだと思うんですね。副市長でも呼ばよかったのかなと思うんですが、時間もないのでやめますが。

最後にします。最後なので、教育長にも伺っていきたいと思いますが、現在、第三者委員会が行っている調査で真相解明をしっかりとやっていただく必要があると思います。それにしても、被害者弁護団から、ここまで明確な中間報告に対する批判が例を挙げて示されているわけですから、第三者委員会は、最終報告に向けて、指摘されている内容を酌み上げたものに仕上げていく必要があると考えます。独立した調査機関であることは承知していますが、教育委員会として、助言など、可能な方法で援助すべきではないでしょうか。先ほどの答弁では、所見書の内容等を尊重するなど、御遺族に寄り添い、信頼関係が維持されるよう、対応の検討を求めてまいりたいとありました。そうであれば、教育委員会として、遺族の意向に寄り添った対応をどのように行うのか、所見書を受けての教育長の総合的な見解をお示しいただきたいと思います。

○黒蕨教育長 第三者委員会であります旭川市いじめ防止等対策委員会の調査につきましては、教育委員会が調査対象となっているところでもありまして、アンケートや聞き取り調査、また、事実認定のプロセスなどについて、関与していないということでありまして、個々の調査の内容について、今は教育委員会が具体的に助言等を行う立場にはないというような状態ではございます。しかしながら、中間報告に対する所見書が出されまして、御遺族の切実な思いが複数の事項にわたって述べられており、そのことについては、先ほども申し上げましたが、大変厳しく、また、真摯に受け止め、今後の調査に生かしていただくように対策委員会の委員長にお伝えをしているところであります。委員長のほうからも、その内容については酌み取っていききたいというようなコメントもいただいているという状況でございます。

加えまして、調査の基礎となります御遺族と対策委員会との信頼関係の構築、これがやはり急務な課題だと思っております。できる限り、教育委員会としても、今後、両者の調整役に努めてまいりたいと考えています。

重大事態の調査に当たりましては、先ほども御答弁申し上げましたが、当初から、御遺族の意向に寄り添った調査を進めていくことを基本としており、調査に対する御遺族の理解と信頼が深まるよう、また、中立性、公平性が担保された最終的な調査結果が8月末までにまとまるよう、教育委員会として、最善の努力を払ってまいりたいと考えております。

○品田委員長 ほかに御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

そのほか、委員の皆様から御発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午後0時01分